

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

令和八年十月二日付け埼玉県告示第六百七十六号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

番号	一
都市計画 区域名	志木
市町村名	志木市
都市計画の 種類及び名称	「都市再開発 の方針」
期日及び時間	令和八年十一 月十三日午後 三時から
場 所	志木市役所三 階大会議室三 の一